

国際法における保護関係 (protectorate) 概念の形成と展開

豊 田 哲 也*

1. はじめに

19世紀から20世紀にかけて、保護国 (protected states/états protégés) と言われる国々があった。国家として国際法人格を有するが、他国の保護 (protection) の下にあり、国際法上の権利義務を行使する能力を制限されていた国々である。保護国と保護供与国 (protecting state, état protecteur) の関係を保護関係 (protectorate, protectorat) とする (「被保護国」と「能保護国」、
「被保護国」と「保護国」と言うこともあるが、本稿では「保護国」と「保護供与国」と言う)。他国の保護を受けることは、その支配を受けることでもあり、保護関係は従属関係の一種である。しかし、被併合国が完全に法主体性を失う併合の場合に比べ、保護関係における保護国の保護供与国への従属の程度は弱い。本稿では、保護関係の概念が、なぜ19世紀から20世紀に出現したか、そして、それがどのように展開したのかを検討したい。

保護関係の多くが欧米列強の支配の地理的拡大を背景としていたことは言うまでもない。広い意味での植民地支配の拡大がなければ多数の保護国が生まれることもなかったであろう。けれども、植民地支配の拡大が必ずしも保護関係の設定を必然としたわけではない。日本が台湾や朝鮮でしたように、併合して領土の一部とするといった方法もある。にもかかわらず、何故に欧米列強は保護関係の設定という複雑なことをしたのか。

日本では1904年の朝鮮保護国化が6年後の日韓併合につながった経験もあり、保護関係の設定が併合へと向かう植民地化の過程の一段階として理解されることが多い。しかし、それは正確な理解と言えない。確かに、保護関係の設定を一段階として、その後に併合に至った事例がある。例えば、1842年にフランスの保護国となったタヒチは1880年にフランス領となり、1882年に保護国となったマダガスカルも1897年にフランス領となった。けれども、保護関係から併合へと進まなかった例も数多い。例えば、1881年にフランスの保護国となったチュニジアは1956年の独立まで保護国であり続け、フランスと法的に一体化することはなかった。ナイジェリアやケニアやアフガニスタンは保護国として英国の支配下に置かれたが、独立の回復の時まで保護国としての法的地位を維持し続けた。保護関係は従属関係の一種であり、広い意味での植民地支配の法形態の一種であるが、これらの例を見ただけでも、保護関係を併合に至る途中の単なる一段階と片づけ

*関西大学法学研究所研究員、国際教養大学准教授。

ることとはできないことが明らかである。

保護関係に関する最初の本格的論述として国際法学に大きな影響を与えたのは、ハイルボルの『国際法的保護関係 (Das völkerrechtliche Protektorat)』(1891年)である。同書によれば、保護関係の最初の事例はイオニア諸島連邦に対する英国の保護とクラクフ自由市に対するオーストリア、プロイセンおよびロシアの保護の2つである¹⁾。いずれも1815年のウィーン会議から生まれた関係である。これらの「保護国」が19世紀後半のそれと同じ意味で「保護国」であったと言えるのかについては後で考えるが、さしあたり指摘しておくべきは、国際法上の保護関係の概念は19世紀以前には見られないということである。

2. 19世紀の宗主権概念

間接統治の法形態としては保護関係のほかに宗主関係 (suzerainty, suzeraineté) がある。国際法上の概念としての宗主関係も19世紀に確立されたものであり、宗主関係と保護関係の使い分けは必ずしも自明ではない。保護関係に関する19世紀の論述の多くも、宗主関係と保護関係を区別せずに論じている。

従来の研究で明らかにされたところによれば、宗主関係の国際法上の概念としての初出は、1800年の露土条約である²⁾。保護関係の初出が1815年であるとすれば、宗主関係の方が少しだけ早いので、まずは国際法上の宗主権概念について検討したい。ここで「国際法上の概念として」と限定したのは、宗主関係がそもそも国内法上の概念であり、その意味ではヨーロッパ中世にさかのぼるものだからである。「宗主関係 (suzeraineté)」は「宗主 (suzerain)」から逆製された抽象名詞であり、同じ言葉で宗主権 ([droits de] suzeraineté) を指すこともある。そして、suzerain自体は「上位」を示す前置詞 sus を語源としており、中世ヨーロッパの封建制の中で上位者を表す概念であった。例えば、『フランス学士院辞典』初版 (1694) の suzerain の語釈には、「封土制の用語であり、他の封土が従属する上位の封土権を持つ領主を指す (Terme de Fief: & se dit d'un Seigneur qui a la mouvance supérieure d'un fief, duquel d'autres fiefs relèvent)」とある。そして、ギゾー『文明史』の言葉で言えば、王 (le roi) とは「宗主たちの宗主 (le suzerain des suzerains)³⁾」である。

それが19世紀の国際関係において、主にオスマン朝とその支配下の異民族政治体との関係を示す言葉として使われるようになった。その最初の例とされる1800年の露土条約は、イオニア七島共和国の設立について規定したものである。七島共和国は、イオニア海のコルフ島、パキシ島、レフカダ島、イタキ島、ケファロニア島、ザキントス島、ストロファデス島を含む地域に1800年

1) Paul Heilborn, *Das völkerrechtliche Protektorat* (Julius Springer, 1891) 28-29.

2) 黛秋津「オスマン帝国における附庸国と「宗主権」の出現：ワラキアとモルドヴァを例として」岡本隆司 (編)『宗主権の世界史：東西アジアの近代と翻訳概念』(名古屋大学出版会, 2014年) 44頁。

3) François Guizot, *Histoire générale de la civilisation en Europe depuis la chute de l'Empire jusqu'à la Révolution Française* (1828) 28.

から1807年までの7年間だけ存在した共和国であった。14世紀頃から長くヴェネチアの支配下に置かれた後、1797年にフランスに征服されたが、1800年に主にロシア軍によってフランス軍が追い出され、現地住民の共和国が設立され、オスマン帝の宗主権下に置かれたのである。

露土条約の第1条の規定は次のようなものであった。

……オスマン王家の偉大なる皇帝陛下と、輝かしき子孫であり後継者の資格を持つ者は、前述の共和国のسوزين (suzin)、すなわち支配をし、保護し、従われる者、また前述の共和国も至高の国家のواسل (wasal)、すなわち服属し、支配され、護られる者であるので……。⁴⁾

ここで「سوزين (suzin)」は「宗主権者 (suzerain)」の音訳であり、「服属者 (vassal)」を意味する「واسل (wasal)」と対応している。このような規定が置かれた背景事情を知る上で参考となる史料がある。イオニア諸島駐在のフランス皇帝代表 (commissaire impérial) が1809年に作成した覚書である。その中に、次の指摘がある。

……両国は、1800年3月21日に条約を結び、七島の政治体制を定めた。この条約において、対仏戦争でのトルコとの同盟を維持するためにロシアはトルコに譲歩して七島に対する宗主関係を与え、トルコの高慢心を満足させるべく大げさに褒めたたえる言葉でもって表現し、ロシア自身はその領土の一体性と憲法の維持を保証する義務を引き受けるにとどめた。義務を負っただけに見えるが、実質的には、トルコと共に、防衛を理由として派兵を行う権限を得たのであり、将来の七島共和国の奪取を見据えてのことであった。⁵⁾

オスマン朝から多少の協力を得たにせよ、フランス軍を追い出したのはロシアであり、イオニア七島に実現したのは実質的にはロシアの単独支配であった。にもかかわらず、ロシアは七島共和国にオスマン帝との宗主関係を設定させたのである。そのため、条約の規定上、宗主国たるトルコには宗主国として当然に派兵の権限があり、ロシアの派兵権限は条約の規定に基づく例外的なものとして規定される形になった。イオニア七島はアドリア海の軍事上の要衝であり（だからこそ、その後いったんはフランス軍がイオニア七島を奪還したものの、1815年には英国軍が奪取して半世紀にわたり駐留を続けることになる）、ロシアにとっては遠く西に張り出す飛び地である。

4) 黨・同上。

5) "... ces deux cours firent entr'elles le 21 mars 1800, une Convention qui réglait l'état Politique des Sept Îles. Dans cette convention, la Russie par ménagement pour la Porte, dont elle desirait [sic] de conserver l'alliance dans la guerre avec la France, lui accordait un droit de suzeraineté sur les Sept Îles, experimé dans les termes les plus forts et les plus flatteurs pour l'orgueil ottoman, et en se bornant elle-même à garantir l'intégrité de leur territoire, et le maintien de leur Constitution, et semblait n'avoir voulu que s'imposer un devoir, mais elle s'attribuait concurremment avec la Porte la faculté d'y introduire des troupes pour leur défense, c'était se ménager un prétexte pour s'emparer un jour de ce pays."

ロシアはキリスト教徒の保護を理由にバルカン半島への影響力を強めつつあったものの、英仏から警戒を受けることを恐れ⁶⁾、名目をオスマン帝に譲って実益だけを取ることにしたのである。

従来、宗主関係は帝国の縮小過程での旧来の被支配地域の独立の前段階として捉えられ、帝国の拡大過程での新規の被支配地域の併合の前段階として捉えられる保護関係と対比して理解されてきた。例えば、田畑は次のように指摘している。

従属的結合とは、一国家の対内・対外的関係における統治権能の一部が他の国家によって行使され、そうしたかたちで、一国家が他の国家に従属する場合である。このような従属関係にも、これまで独立であった国家の相互の合意によってそれが形成される場合と、単一な国家であった国の一部が漸次独立し、新たに国家としての地位を獲得する過程においてなお本国との従属関係を残す場合とがある。通常、前者を保護関係 protectorate, Protektorat (保護国 [保護供与国] と被保護国 [保護国] の関係)、後者を附庸関係 suzerainty, Vassalität (宗主国と附庸国の関係) という⁷⁾。

そうした理解を前提として、欧米列強がオスマン朝の領土を蚕食する中で、法的便法として宗主関係の概念が生み出されたと批判されることもある⁸⁾。しかし、少なくとも七島共和国の事例には、いずれの解釈も妥当しない。オスマン朝は1800年に至るまで七島共和国に支配を及ぼしたことがなく、露土条約によって、初めてイオニア諸島に（名目的に過ぎないとはいえ）支配を及ぼすことになったものだからである。元来イオニア七島に支配を及ぼしていなかったオスマン朝にとって宗主関係の設定は、ロシア軍がフランス軍を追い出した後の政治的駆け引きの中での僥倖に過ぎなかった⁹⁾。

6) そうした英国側の警戒を物語る史料として、1854年の英国議会での議員質問を挙げておきたい："Until Moldavia, Wallachia, and Servia [sic] are freed from the dangerous protectorate of Russia — until the navigation of the Danube is completely thrown open — until the Black Sea is no longer a mare clausum — until Circassia is declared free to our trade — until the passes of the Caucasus are closed against the entry of Russia into the centre of Asia — and until the Emperor can no longer claim the right of protecting the Christian subjects of the Sultan — no peace with Russia can be otherwise than dishonourable, or can but lead sooner or later to the very evils which we are now going to war to avoid. As long as Russia retains her present hold upon the Danubian Principalities, she can at all times exert her pernicious influence upon the Christian population of Turkey." (<https://api.parliament.uk/historic-hansard/commons/1854/feb/17/russia-and-the-porte-1>)

7) 田畑茂二郎『国際法新講・上巻』（東信堂、1990年）110-111頁。

8) 例えば、藤波伸嘉は suzeraineté の語の使用の理由について、「……「ヨーロッパの協調」を維持するためには、西欧列強諸国相互の利害調整の捌け口として、オスマン領を一種の分銅として用いて、それを必要な時に適宜分割することが決定的な意義を有していた。そのため、西欧列強によるオスマンの「主権」に対する集団的な侵害を正当化すべく、オスマン帝国は国際法の例外領域として表象される。その根拠とされたのが、「文明的」なキリスト教に対する「狂信的」なイスラームであり、その実施を円滑化するために創出された概念が、「宗主権」であった。」と主張する（藤波伸嘉「主権と宗主権のあいだ：近代オスマンの国制と外交」岡本隆司（編）宗主権の世界史：東西アジアの近代と翻訳概念（名古屋大学出版会、2014年）83頁）。

9) 黛秋津は、1829年のワラキア・モルドバ両公国の例について、「七島共和国と同様、両公国はオスマン帝国に

他方で、オスマン帝国の縮小過程の中で宗主関係が設定された事例もある。その一つが1829年のエディルネ講和条約である。ロシアとトルコとの間に結ばれた世界史上も重要な意味を持つ条約である。その第5条は次のように規定していた。

モルドバ・ワラキア両公国はオスマン帝の宗主権（*верховный власти*¹⁰⁾）に服し、ロシアは、カピチュレーションや両帝国間の条約あるいは様々な時代に発出された勅令で定められた両公国の権利と特権を保証する。したがって、両公国は信教の自由、完全な安全、独立の統治および妨害なしに通商する権利を享受する。

モルドバ・ワラキア両公国はオスマン帝の宗主権の下に置かれながらも信教の自由を要とする自治権を得たのである。この条約により宗主関係が国際法上の制度として確立され¹¹⁾、後にホイートン『国際法の歴史』（第2版、1845年）と同『国際法』（第6版、1855年）によって広く知られることとなった。

同条約は、オスマン帝国の版図縮小の過程の中で結ばれたものであるから、宗主関係がオスマン朝の領土を蚕食する法的方便として用いられたという可能性も考えてみる必要がある。しかし、エディルネ講和条約の締結された国際紛争の文脈の中のもう一つの領土問題をめぐる交渉過程を一瞥すれば、そうした解釈が不当なものであることは明らかである。もう一つの領土問題とは、ギリシャの独立問題である。

そもそも露土間でのエディルネの講和は、1821年から始まったギリシャ独立戦争の解決に向けた一段階であった。最終的には1830年のロンドン条約でギリシャの独立が確定するが、そこに至る前に、ロシアがオスマン朝と単独で講和し、モルドバ・ワラキア両公国の占領の合法性をオスマン朝に認めさせたのがエディルネの講和条約である。他方で、英仏露は、ギリシャについても、必ずしも独立を目指していたわけではなく、1827年に英仏露はオスマン朝の宗主権下に置くということで合意をしていた¹²⁾。結果的には異なる運命をたどることになったが、モルドバ・ワラキア

従属し、ロシアがその状態を実質的に保証するという文脈で「宗主権」の語が用いられている。(……) 両公国においても、オスマン支配が次第に名目化する中で「宗主権」の語が登場したわけである。(『黛・前掲論文・46頁)と指摘しているが、本文に述べたとおり、七島共和国の事例はそうした説明にそぐなわい。このこと一つをとっても、宗主関係についての従来の理解は見直されなければならない。

10) ロシア語での *suzeraineté* の訳は必ずしも一定しない。マルテンスは1927年の英仏露ロンドン条約の第2条(後掲注5参照)の *seigneur suzerain* (英語の *Lord paramount*) を *сюзеренный государ* と訳しており、*государ* は *seigneur* (Lord) に相当するが、*сюзеренный* は明らかに *suzerain* の音訳である(マルテンス『条約協定集第9巻—英国との条約1801-1831 (1895) 357頁)。ロシア側において *suzeraineté* 概念をどのように捉えていたかは後日の検討課題としたい。

11) 黛・前掲論文・45頁。

12) 英仏露が1827年7月6日にロンドンで合意した条約は、第2条に "Les Grecs relèverons [sic] du Sultan comme d'un Seigneur Suzerain; et en conséquence de cette Suzeraineté, ils payeront à l'Empire Ottoman une redvance annuelle" と規定していた。ただし、英語版では "The Greeks shall hold under the Sultan as under a Lord paramount; and, in consequence thereof, they shall pay to the Ottoman Empire an annual

両公国とギリシャは、同様にオスマン朝の宗主権下に置かれる可能性があったのである。

ギリシャに対する宗主権について、1828年のイスタンブールのフランス大使館が作成した報告の中に「ギリシャとオスマン帝国との間に打ち立てられるべき宗主関係の関係 (Rapports de suzeraineté à établir entre la grèce et l'empire ottoman)」と題された文書がある¹³⁾。宗主関係の本質についての19世紀前半の一般的な理解を示すものとして注目すべきものである。そこでフランス大使館は以下のように指摘している。

[1827年の] ロンドン条約はギリシャ政府の任命へのオスマン帝の一定の関与について規定しており、ギリシャ中央政府の人選を統制することとなっている。この権限はオスマン帝に宗主関係として与えられるべきものである¹⁴⁾。

達成されるべき大きな目標は、[外務省本省からの] 7月の訓令によれば、ギリシャの事実上の独立と条約 [1827年のロンドン条約] がトルコ政府に約束した権利について与える適切な程度の保障とを両立させることである¹⁵⁾。

つまり、オスマン帝のギリシャに対する宗主関係を認め、その内容の一つとして、中央政府の人選にも関与させることが想定されていたのである。ギリシャの独立については「事実上の独立 (l'indépendance pratique)」を想定しており、逆に言えば、法的にはオスマン朝の主権下に置かれ続けることが想定されていた。ここでの宗主関係は、「精神的・権威的」な権限にとどまることなく法的な権利を伴うものであり、いわば「主権マイナス統治権」として理解されていたと解す

tribute" とされ、"Seigneur Suzerain" にあたる語として "Lord paramount" が用いられていた ("Treaty between Great Britain, France and Russia, for the Pacification of Greece", *British and Foreign Papers 1826-1827*, 632-636 at 635)。英仏露条約に先駆けて同年 4 月 4 日に英露間で結ばれた合意では "Greece should be a dependency of that Empire, and the Greeks should pay to the Porte an annual tribute" (フランス語版は "Les Grecs relèveroient de cet Empire, et lui payeroient un tribut annuel" となっている ("Protocol of Conference, between the British and Russian Plenipotentiaries", *ibid*, 629-632 at 630)。英語版の dependency がオスマン帝のギリシャに対する主権の維持を意味することは明らかであるから、Suzeraineté が宗主の服属国に対する主権の保持を意味するとの解釈を取る限り、英語版とフランス語版との間に意味の違いはなく、英国政府が英語になじまない Suzeraineté ないし Suzerainty という語の使用を嫌ったのかも知れない (ホイートンが *Elements of International Law* で英文中に suzeraineté と表記していることに注意)。なお、同年 8 月 27 日にギリシャ暫定政府は三国合意の受け入れを宣言したが、オスマン朝はこれを拒否した。

13) Feuilles 211-216 ("Rapports de suzeraineté à établir entre la grèce et l'empire ottoman" dans la "Conférences de Corfou et de Pros 1828"), microfiche P/3334, Archives du Ministère des affaires étrangères.

14) "Le Traité de Londres stipule que la Porte ottomane aura une certaine part dans la nomination du gouvernement grec; que- Elle exerce un certain contrôle sur le choix du pouvoir central qui gouvernera la Grèce. C'est à titre de suzeraineté que cette action doit être accordée à la Porte."

15) "Le grand objet qu'il s'agit d'atteindre, disent les Instructions du mois de Juillet, c'est de concilier l'indépendance pratique de la Grèce avec un juste degré de sécurité à donner au gouvernement Turc pour la conservation des droits qui lui sont assurés par le Traité."

べきである。

1929年の英仏露合意でも「ギリシャはオスマン帝の下で国内行政 (administration intérieure) を享受する」ことが確認された¹⁶⁾。その後の交渉で、結局、ギリシャはオスマン帝国から独立することになり、ギリシャとオスマン帝国との宗主関係の設定の交渉は忘れ去られることになる。モルドバ・ワラキア両公国もギリシャと同様に完全に独立させられる、つまりオスマン朝が両公国を完全に失う可能性もあった。現実には両公国は既にロシアの支配下にあり、オスマン朝の支配を離れているのだから、それは法による事実の追認に過ぎない。けれども、法的な主権はオスマン朝に残した、それがエディルネ講和条約の本質であり、宗主関係の論理によってオスマン朝の領土を蚕食するどころか、それによってオスマン朝の崩壊を防いだ (あるいは、遅らせた) のである。

また、宗主関係が国際法上の関係として法的な意味を持っていたことも軽視すべきではない。宗主関係下に置かれることは宗主国の主権下に置かれることであり、藩属国には宗主国の締結した条約の適用が及んだ。そのことが重要な意味を持った顕著な例は、1840年のロンドン条約である。エジプトのムハンマド・アリーがオスマン帝国からの離脱を求めて軍事力でオスマン朝を圧倒したにもかかわらず、英仏が介入してエジプトの独立を防いだ条約である。同条約第5条は、英国が「スルタンが (……) ムハンマド・アリーとその子孫が、スルタンの名において、スルタンの代理として、彼が行政を任せられた領地内において税 (taxes and imposts) を徴収することをことに同意する」と定め、オスマン帝とエジプト総督との宗主関係を確認したものであるが、その現実的な効果として大切なのは、この条文の効果により、1838年に締結したばかりの英土通商条約がエジプトにも適用され、関税がわずか3%に設定されるということであった。エジプト総督は内政面でのオスマン帝からの事実上の独立にもかかわらず、独自の通商条約を締結する権限を与えられなかったのである。実質的な独立 (対内的な独立) にもかかわらず、エジプトについて対外的な主権者はオスマン帝であり続けた。

ところで、宗主関係の語が用いられたのはオスマン朝とのその属邦の関係についてだけではない。オスマン朝と関係のない文脈でもフランス政府は宗主関係の語を用いていた。その一つの事例として、ギリシャ独立戦争と同時代のハイチの独立に関するフランスとハイチとの交渉の中での用例がある。ハイチ共和国は1804年にフランス軍を追放して事実上の独立を得たが、フランス政府がその独立を認めたのはようやく1838年のことである。その間の数十年にわたる交渉の過程の中で宗主権の設定の可能性が議論されたのである。フランス政府は当初は主権の回復を主張し、1816年に妥協案としてそれを「立憲的主権 (la souveraineté constitutionnelle)」に限定することを提案し、それも受け入れられないのを見て、1821年に「単なる宗主権 (la simple suzeraineté)」での妥協を提案した。

フランスの特使はハイチの大統領に宛てた1821年5月8日付けの書簡に次のように述べて、ハ

16) "La Grèce jouira, sous la suzeraineté de la Porte, de l'administration intérieure" (上掲マルテンス条約集・404頁)。

イチとフランスとの関係の再構築を促したのである。

……フランス王は単なる宗主関係 (la simple suzeraineté) が認められることを期待している。それは英国がイオニア諸島政府に対して行使するのと同様の保護の権利 (droit de protection) である。この権利はハイチ共和国にとって特に最初のうちに有利に働くであろう。ハイチに対する他国の権利主張を排除するものであり、その独立 (indépendance) にとっても有用であり、また、フランスにとっては通商の自由を保障するものとなる。¹⁷⁾

ここで注意しておきたいのは、ここでの「独立」が国際法上の主権を有する独立ではないことである。後述するように、イオニア諸島 (七島連邦) の通商権・外交権は1817年憲法第4章の規定に基づき、英国政府が行使していた。フランスはハイチ共和国に自治としての「独立」を与えることで対外的な主権を維持し、英国がイオニア七島で実践しているのと同様に外交権を支配し、ハイチとの独占的な貿易関係を確立しようとしたのである。ハイチ共和国がこの提案を受け入れることはなかったが、フランス政府が宗主関係の概念をどのように理解していたかを示す興味深い事例である。書簡に言う「単なる (simple)」が具体的に何を意味するかは明らかではないが、「単なる」宗主権ですら外交権を含むのだから、フランス政府は宗主関係を外交権を含む主権の残余の部分、いわば「主権マイナス統治権」として理解していたとすることができる。その後、19世紀を通じて、特にフランスの実践においては宗主関係 (suzeraineté) の語が保護関係 (protectorat) と並んで長く使われ続けた¹⁸⁾。また、英国が「インド諸侯国に対する英国王の宗主

17) "M. Aubert à Monsieur le Président Boyer", *British and Foreign State Papers: 1824-1825*, 700-701.

18) たとえば、フランスが1866年に西アフリカの3つの小国 (Forécaréah, Douka, Pungo) と結んだ条約を見ると、条約のテキストにそれぞれ、「Almany de Forécaréah は、……彼と彼の国がフランスの宗主関係と保護関係の下に置かれると宣言する (L'Almany de Forécaréah ... déclare se placer, lui et son pays, sous la suzeraineté et le protectorat de la France)」、「Douka は、……彼と彼の国がフランスの宗主関係の下に置かれると宣言する (Douka déclare se placer, lui et son pays, sous la suzeraineté de la France)」、「Pungo の王は、彼の国をフランスの宗主関係の下に置く」と宣言する (Le Roi du Pungo déclare placer son pays sous la suzeraineté de la France)」といった文言が見られる (*British and Foreign State Papers 1871-1872*, 1877, at 675-678)。一つ目のものだけが「宗主関係と保護関係の下に (sous la suzeraineté et le protectorat)」となっている理由は必ずしも明らかではないが、その後フランスはこれらの条約を根拠として支配を強めていくことになるから、ここでの宗主関係が「精神的・権威的」な権利に限定されていたとは考えにくい。1883年のセネガル西部のCayor王国との条約第1条では、「同国の住民はフランスの protectorat の下に置かれ、感謝の念をもってその suzeraineté を受け入れる (Les habitants du pays se placent sous le protectorat de la France et acceptent avec reconnaissance sa suzeraineté)」と規定されており (E. Rouard de Card, *Les traités de protectorat conclus par la France en France 1870-1895* (Pedone, 1897) 218)、フランスの実践において suzeraineté と protectorat が表裏一体ないし同一の関係と捉えられていることがうかがわれる。また、1882年のセネガル南部のYacineとの条約の第1条では suzeraineté の語だけが用いられ、「ヤシーヌは、1873年1月19日の条約に基づき、フランス領となっているブディエを除く上部カザマンズの他の国々と同様に、フランスの宗主権下にとどまる (Yacine, comme tous les atures pays de la Haute-Cazamance, à l'exception de Boud'hié, dont le territoire est français, demeure placée sous la suzeraineté de la France,

権 (the suzerainty of His Majesty over the Indian States)」を廃止したのは、ようやく1947年になってからのことである¹⁹⁾。

以上に見たところをまとめれば、次のように言えるであろう。19世紀の宗主関係は、帝国が藩属国に対して直接に支配を及ぼすことを欲せず、一定の範囲で自治を認め、外交のみ、あるいはそれに加えて内政の最も基本的な部分についてだけコントロールを及ぼしたいと考えるとき、藩属国に自治権（フランスがハイチに提案した「独立」）を与え、藩属国は帝国の保護を享受するという関係であった。それはオスマン帝国に限られる概念ではなく、他の列強諸国にも適用可能な普遍的な概念であり、また、19世紀のみならず20世紀に至るまで通用し続けた概念であった。

3. 保護関係 (protectorate/protectorat) の登場

それでは、なぜ新たに保護関係の概念が必要になったのか。既に述べたとおり、保護関係についての学術的権威であるハイルボルンは保護関係の初期の先例としてクラクフと七島連邦の2つを挙げている。まずは、この2つの例についてどのような事例であったのかを見ておきたい。

(1) 1815年に設定された2つの保護関係

クラクフ自由市は1815年4月のオーストリア、プロイセンおよびロシアの三国間の条約によって建国されたものである。同条約は同年6月の最終議定書に第3付属議定書として含められたものである。その第1条は「クラクフとその領土は、3締約国 [オーストリア、プロイセンおよびロシア] の保護の下で (under the protection of the Three High Contracting Powers)、永遠に自由、独立、かつ厳密に中立的な都市と見なされる」と規定している。同じ1815年の11月には、イオニア七島について、英国、ロシア、オーストリアおよびプロイセンの4カ国の間で条約が結ばれ、1800年にオスマン帝の宗主権下に置かれた七島共和国が七島連邦 (United States of the Seven Islands) として「独立」を与えられ、英国の「直接かつ排他的な保護の下に (under the immediate and exclusive protection)」置かれることになった。

しかし、クラクフ自由市と七島共和国がハイルボルンの言う意味での保護関係の最初の例と言えるかは疑問である。

conformément au traité du 19 janvier 1873)」(ibid, 212) と規定されているが、ヤシーヌがフランスに植民地化された他のアフリカ諸邦と異なる扱いを受けたことはない。その後、1894年のフランスと Abomey の条約にも protectorat et suzeraineté への言及がある (Frantz Despagnet, *Essai sur les protectorats* (1896) 215; Rouard de Card, ibid, 188)。フランスでは宗主関係の概念が少なくとも1890年代に至るまで実質的な権利を伴う (あるいは、伴いうる) ものと理解されていたのである。その他にも、1838年から1884年にかけて東アフリカの諸邦と19の条約で保護関係を設定した (Despagnet, *supra*, 240-241)。

19) Indian Independence Act, 1947, Section 7, http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1947/30/pdfs/ukpga_19470030_en.pdf また、1881年にトランスバールと英国との間に結ばれたプレトリア条約では「subject to the suzerainty of Her Majesty」と規定されているが、プレトリア条約はトランスバール共和国に一定の自治権を与えたものと解されており、ここでも、suzerainty は主権を伴うものと考えられている。

確かに、この2つの事例には完全でない国家の事例として注目すべき点があった。19世紀前半に活躍した外交官・国際法学者ホイートンも「半主権国家 (Semi-Sovereign States)」の項目で、具体的事例として最初にクラクフ自由市の例を挙げている。

この国家 [クラクフ自由市] は時としてこれら列強 [オーストリア、プロイセンおよびロシア] の命令に服することがあり、その議決機関はこれら列強の影響を受けることが常となるかも知れないが、それでも、ウィーン諸条約に基づいて適法に主張される protectorate の影響を受ける場合を除き、その国家主権は残っているのである。²⁰⁾

ホイートンは七島共和国の法的地位についても検討し、クラクフ自由市と七島連邦とに与えられた「主権」の内容について比較して論じている²¹⁾。

しかし、ハイルボルトとホイートンとでは protectorate の語でもって意味することが異なると見るべきである。ホイートンはクラクフ自由市について上掲の箇所で「保護関係 (protectorate)」の語を一度だけ使っているが、そこには何の注記も説明もなく、おそらくは一般的な意味での protection の派生語でしかない。また、七島連邦についての説明では "protectorate" の語を使っていないが、そのことが両事例の相違を反映するものとも思わせるところはない。また、いずれの条約でも条文に "protectorate" の語は用いられていない。この2つの事例をホイートンが「半主権国家」の代表例として語るべき同種の従属関係と考えていたことは明らかであるが、それを「保護関係 (protectorate)」の名称でもって他の従属的な関係と区別されるべきとホイートンが考えていたと推定させる材料はない。

しかも、ホイートンは、この2つの事例の後に、オスマン朝の宗主権とロシアの保護の下にあるモルドバ・ワラキア・セルビア、サルディニア王国の保護の下にあるモナコ公国、オーストリアの保護の下にあるポリッツァ共和国、かつての神聖ローマ帝国の諸領邦、オスマン帝の宗主権の下にするエジプトの5つを半主権的国家の例として挙げている。これら2つの実践と同時代に生きていたホイートンは、保護関係と宗主関係とを概念的に区別しないのである。

同時代の外交実践を見ても、前述の1821年のフランス特使はハイチ大統領宛ての書簡でも、フランス政府は七島連邦の英国との関係を宗主関係 (suzeraineté) と同義に捉えており、保護関係と宗主関係を区別していない。宗主関係に設定についてハイチの同意を促すために宗主関係下の

20) "This State may be occasionally obedient to the commands of these great Powers, or its councils may be habitually influenced by them, but its sovereignty still remains, except so far as it is affected by the protectorate which may be lawfully asserted over it in pursuance of the treaties of Vienna." (Henry Wheaton, *Elements of International Law* (3rd ed., 1846) 67)

21) "The "free, independent, and strictly neutral city of Cracow" is completely sovereign, though under the protection of Austria, Prussia, and Russia; whilst the Ionian Islands, although they are to form "a single free and independent State," under the protection of Great Britain; are closely connected with the protecting Power both by the treaty itself and by the constitution framed in pursuance of its stipulations, in such a manner as materially to abridge both its internal and external sovereignty." (Ibid, 70)

従属性を過少に見せようとした可能性はあるが、いずれにせよ、1821年の時点で未だ両概念の間に明確な区別がなかったとすることができるであろう。ホイートンの叙述もそうした実践を踏まえ、クラクフ自由市と七島連邦の事例をワラキア公国などの事例とともに、同じ半主権国家の概念範疇で捉えていたものとして理解すべきであろう²²⁾。ホイートンは、宗主権下の藩属国も保護関係下の保護国も併せて半主権国家として、「同盟や保護の条約の規定によって如何に制限制約されようとも、下位同盟者 (inferior ally) や保護国 (protected State) に主権は残る²³⁾」と指摘したのである。

ホイートンの半主権国家の概念については、彼が脚注で参照しているクリューバー——とヘフターの著作でも同様の概念を確認することができる。クリューバー——によれば、従属国家ないし半主権国家 (états dépendans ou mi-souverains) は多様であるが、一般的には対外主権を欠いている国家である。

国家が、本質的に主権に内在する権利の一つないし複数の行使において他国に服するもののその他の点においては自由であるとき、それを「従属的 (dépendant)」または「半主権的 (mi-souverain)」と言う。従属の程度は結局のところ合意された内容次第である。普通、対外主権が制限され、その行使の全部または一部が他国に委ねられる。²⁴⁾

ヘフターはより明確に対内主権こそが国家の基礎であり、対内主権を確保しつつ、対外主権を上位権力を通じて行使するのが半主権の関係だと述べている²⁵⁾。そして、ヘフターは、「この上位主権者の権利を通称して、高権 (Hoheit)、上位高権 (Oberhoheit)、あるいは宗主権 (suzeraineté) と言う²⁶⁾」と述べている。クリューバーやヘフター、そして彼らを参照しているホイートンによ

22) 他方で、「保護の下 (under the protection)」という表現は、近世以降のヨーロッパ諸国間の条約に見られる保障条項 (guarantee clause) と同種のものともみらるべきであろう。例えば、1802年のアミアン条約はマルタなどの独立の保障について、「マルタ島、ゴゾ島およびゴミノ島の独立は、フランス、英国、オーストリア、スペイン、ロシアおよびプロシアの保護と保障の下に置かれる (The independence of the isles Malta, of Gozo, and Comino, as well as the present arrangement, shall be placed under the protection and guarantee of France, Great Britain, Austria, Spain, Russia, and Prussia)」と規定していた。近世ヨーロッパの保障条項がそうであったように、条約の保障者としては、条約の履行を担保する実力を持つ者が指名されることは当然であろう。

23) Wheaton, *supra* note 19, 67.

24) "Lorsqu'un état dépend d'un autre état, dans l'exercice d'un ou de plusieurs droits essentiellement inhérents à la souveraineté, mais qu'au reste il est libre, on l'appelle dépendant ou mi-souverain. Le plus ou moins de sa dépendance se détermine, dans le cas échéant, par la teneur des obligations conventionnelles qu'il a contractées. Elle touche ordinairement les droits de souveraineté extérieure, dont l'exercice appartient en tout ou en partie à un autre état." (Jean Louis Klüber, *Droit des Gens moderne de l'Europe* (1831)40)

25) "... kann man, wo zwar diese Basis [= die innere souveränität] vorhanden, jedoch die äußere Wirksamkeit durch eine höhere Macht entzogen ist, das Verhältniß der Staatsgewalt eine Halbsouveränität nennen." (August Wilhelm Heffter, *Das europäische Völkerrecht der Gegenwart* (1844)34)

26) "Das Recht des vorgesetzten Souveräns wird gewöhnlich Hoheit, Oberhoheit, auch suzeraineté genannt."

れば、対内主権こそが国家の存立の基礎であり、対外主権を失っていても対内主権さえあれば国家は主権国家であり続けるのである²⁷⁾。そうした関係は19世紀末の概念化された保護関係に該当するが、19世紀前半の時点では、それを敢えて宗主関係と区別して保護関係と呼ぶことに意義が見いだされなかった。

以上を踏まえれば、ハイルボルンが保護関係の最初の例として挙げている2つの例は、いずれも宗主関係と区別されないものであり、保護関係の語も明確な意味を持つものとは捉えられておらず、ホイートンによって精々偶然にprotectorateという表現が用いられた(クラクフ自由市)に過ぎないと言うべきであろう。

(2) タヒチとカンボジア

それから30年近く後に、保護関係(protectorate)の語が明確な意図をもって用いられる例が現れる。1842年のフランス海軍によるタヒチの保護国化である。1836年にポマレ4世がフランスの宣教師2名を追放したことをきっかけとして、フランス海軍はタヒチ王国に対する圧力を強めていった。1839年に低関税と治外法権などを内容とする不平等条約を強要し、1842年には現地のトゥアール司令官(Abel Aubert Dupetit-Thouars)の独断で、ポマレ4世に対して条約の不履行を理由とする保護条約の締結を迫るに至ったのである。そのように、フランスの圧力下で締結された保護条約ではあったが、ポマレ4世はこれに抵抗して、保護関係の設定に5つの条件を付けた。特にその最初の2つが、フランスの支配を対外関係上のものにとどめたものとして重要である。すなわち、第一の条件として「女王の主権ならびに女王と主要な首長の人民に対する権威が保証される」ことを求め、第二の条件として「全ての法律と規則はポマレ女王の署名をもって、その名において制定される」ことを求めたのである。

しかし、1842年の時点でも、「保護関係(protectorate)」という語が、「保護される国家が対内主権だけ維持する関係」を意味すると広く了解されていたかは疑問である。なぜならば、その直前の1840年に英国がニュージーランドのマオリ諸部族と締結したワイタンギ条約が、まさに「保護」のために、対外主権と対内主権の全てを英国に譲り渡すものだったからである。ワイタンギ条約は、その前文で条約締結の目的が先住民の権利と財産の保護にあることを述べた上で²⁸⁾、第3条で「英国女王はニュージーランドの先住民に女王の保護(Her royal protection)を及ぼし、英国臣民としての全ての権利と特権を与える²⁹⁾」と定めた。英国によって併合されたニュージーランドも、

27) それは主権国家についての21世紀の現代の通常解釈とは大きく異なる。例えば、スコットランドがいかに高度の自治権を得ようとも、対外主権を伴わない限り、スコットランドは主権国家とは言えないし、国連に加盟することもできない。けれども、ホイートンらは、主権国家の本質を対内主権にあると考えており、上述のワラキアもモルドバもエジプトも対外主権を持たないにもかかわらず、主権国家だと考えたのである。

28) "Her Majesty Victoria Queen of the United Kingdom of Great Britain and Ireland regarding with Her Royal Favor the Native Chiefs and Tribes of New Zealand and anxious to protect their just Rights and Property and to secure to them the enjoyment of Peace and Good Order has deemed it necessary ..."
(Preamble)

29) "Her Majesty the Queen of England extends to the Natives of New Zealand Her royal protection and

謂わば「protectorate」なのである³⁰⁾。南太平洋で英仏が影響力の拡大を競い合い、英国の影響を排除するためにフランスがタヒチを保護国化した際に、トゥアール司令官がワイタング条約の内容を知らなかったとは考えられない。そうであれば、フランスも英国がニュージーランドでしたのと同じように、保護の名目でもって対外主権と対内主権の全てを得ようとしたと考えるのが自然であろう。

つまり、タヒチでは「protectorate」だから対内主権がタヒチ女王の手中に残ったのではなく、たまたまフランス海軍の物理的な実力が足りなかったために、「保護」の名目での支配拡大が不徹底に終わったのである。実際、フランス海軍は1844年にはポマレ4世率いるタヒチ勢力と交戦状態に入り、1847年までには完全な支配を確立しようとした。英国の干渉のためにすぐにはタヒチ王国の対内主権を否定することはできなかったが、1877年のポマレ4世の死去後ほどなくして、1880年に保護関係を終了してタヒチを併合するに至った。その時までには、保護関係の語が完全な支配にはふさわしくなくなっていたのである。

タヒチ保護国化の約20年後、タヒチの場合と同じく、フランスはカンボジアでも保護関係の設定した。すなわち、1862年に阮朝からコーチシナ東部を奪って併合した後、1863年に隣接するカンボジアを保護国としたのである。しかし、その後もカンボジアを併合せず、保護関係の下での支配を続けた点でタヒチとは異なっている。保護関係の名の下で、内政も外交も完全に把握したので、あえて併合する必要がなかったのである。1884年には内政に対する支配権を大幅に強化し、1887年にはフランス領インドシナ連邦の一構成国としたが、それでも1949年の独立まで保護国としての地位を維持した。

ところで、カンボジアの保護国化は、宗主権関係と保護関係との関係を考える際の一つの興味深い材料を提供している。1863年にフランスがカンボジアを保護国化した条約をめぐるフランス領事とシャム王国外相のやり取りである。1863年の条約のフランスとカンボジアとの条約は、前文で「フランス皇帝は宗主関係の諸権利 (ses droits de suzeraineté) を保護関係 (protectorat) に転換することに同意する」と述べた後、第1条で「フランス皇帝はカンボジア王に保護 (sa protection) を与える」と規定した³¹⁾。その前年の1862年にフランスはコーチシナ (現在のベトナム南部) を征服しており、安南の地位を引き継いでカンボジアと宗主関係を持っていたために、その「宗主関係の諸権利を保護関係に転換」して保護を与えることになったのである。問題は、宗主関係の諸権利を保護関係に転換するというのが、具体的にどういうことかである。

この疑問について、フランスのバンコク領事はシャム王国の外相宛ての1864年4月の書簡で次のように説明している。

imparts to them all the Rights and Privileges of British Subjects."

30) 1861年のラゴス割譲協定でも「to protect the inhabitants of Lagos」が割譲の一つの理由とされていた。19世紀中頃の英国の実践では「保護」が、英国領への編入の十分な正当化理由になったのである。

31) "Art. 1. S.M. l'Empereur des Français accorde sa protection à S.M. le Roi du Cambodge." (Traité de protectorat passé le 11 août 1863 entre S.M. l'Empereur des Français et S.M. le Roi du Cambodge)

カンボジア王国は安南とシャムの朝貢国であり、フランスは後に安南の征服によってその地位を引き継いだ。フランス皇帝は、その寛大さからカンボジアに対して宗主権を行使することを望まず、これを保護関係に転換した。(……) フランス皇帝は従前のシャムへの朝貢が続けられることを妨げない。フランス皇帝は、カンボジアがフランスとシャムとの間で完全な均衡を保つことを欲するのである。³²⁾

確かに、条約の条文を見ると、カンボジア王国の外交権を制約する規定としては、コーチシナ総督の同意を得ることなくして外国領事を駐在させることはできない³³⁾(第4条)との規定があるだけで条約締結権や外交権を剥奪する規定はない。他方で、「フランス皇帝はカンボジア王の主権を認め、国内における秩序と静謐の維持と外部からの攻撃に対する防衛、ならびに通商税の徴収と海へのアクセス確立のための支援を約束する³⁴⁾」(第16条)と定められている。つまり、条約の文言上、フランス皇帝はカンボジア王から対外主権も対内主権も譲り受けることなく(対価を求めることなく!)、保護の義務だけを負った、というのである³⁵⁾。もちろんフランスによる現実のカンボジア支配の状況からはかけ離れているが、概念上の一つの整理として興味深い。これによれば、保護関係は国家の対内主権はもちろんのこと、対外主権も害さないのである。

32) "Le Royaume du Cambodge etait autrefois tributaire en meme temps des Gouvernement [s] d'Annan et de Siam [,] mais plutard la France par suite de ses conquête sur le Royaume d'Annan s'est entièrement substituée à lui. L'Empereur des Français, dans sa liberalité, ne voulant pas user de son droit de suzeraineté sur le Cambodge [,] a converti ce droit en un protectorat. (...) S. M. l'Empereur des Français n'entend porter aucun empêchement à ce que le tribut continue à être remis à Siam comme pour le passé. La Majesté désire que le Cambodge demeure entre la France, d'une part, et le gouvernement de Siam d'autre part en parfait equilibre." ("Note à S E le Kalahome, Bangkok le 22 avril 1864" (signed Q. Aubaret, French Consul at Bangkok, Copy), Inclosure No 3 in M. Knox's Despatch No 30 of October 8, 1864, folios. 151-153, at 151 verso and 152 recto, FO 69/39, British National Archives; accents here are as they appear in the copied version, which may have been omitted while being copied by the British hand.)

33) "Aucun consul d'une autre nation que la France ne pourra résider auprès de S.M. le Roi du Cambodge ou dans aucun lieu de ses États, sans que le Gouverneur de la Cochinchine en ait été informé et se soit entendu à cet égard avec le gouvernement cambodgien."

34) "S.M. l'Empereur des Français, reconnaissant la souveraineté du Roi du Cambodge Soudach Préa Norodom Bareraksa Prea Moha Obarach, s'engage à maintenir dans les États l'ordre et la tranquillité, et à protéger contre toute attaque extérieure, à l'aider dans la perception des droits de commerce, et à lui donner toute facilité pour établir une communication entre le Cambodge et la mer."

35) もっとも、安南が有していたのは単なる朝貢関係 (relation tributaire) であり、しかもカンボジアはシャムと安南の両方に朝貢していたというのであるから、そもそも安南がカンボジアに対して宗主権を持っていたかは疑問であるが、仮にフランス側の論理に従って考えてみると、フランス皇帝はカンボジアの対外主権を持っていたにもかかわらず、それを寛大にも放棄してカンボジア王に対外主権を委ねたということになる。実際には、安南を征服して朝貢関係を得たに過ぎないフランスがそれを宗主関係だと主張し、シャム王国と直ちに衝突するのは得策ではないので、外交権をカンボジア王に持たせてシャム王への朝貢を続けさせたということであるが、法的には外交権も保つ保護国の形式を取ったのであろう。

タヒチの保護国化は、併合に至るだけの実力がない状況で保護を名目として支配を拡大した例であり、冒頭に述べた「併合の前段階としての保護国化」という理解にもなじむものである。カンボジアの保護国化も1863年の時点ではタヒチの事例に似ている。しかし、その後のフランスの政策の変化により、カンボジアは1953年の独立の時まで保護国の地位にとどまり、併合をまぬがれることになる。そうした政策の変化のきっかけとなったのは、チュニジアの保護国化である。

(3) チュニジアの保護国化

フランスの異民族支配政策の転機となったのが、チュニジアの保護国化である。1881年にフランスはチュニジアに侵攻し、バルド条約でチュニジアの財政権と外交権を獲得するが、フランス国内では1870年に成立した1875年憲法の下で議会の権限は大幅に強化され、植民地政策も議会の監視下に置かれることになっていた。1881年のバルド条約の批准は上院と下院それぞれの賛成多数を得たが、併合ではなく保護関係の設定というソフトな手法を用いた条約であっても、後に大統領となるクレマンソー（Georges Clémenceau）など多くの議員の反対があった。ナポレオン3世の治世と異なり、第三共和政（1870年～1943年）においては財政的にも倫理的にも植民地支配を嫌う議会への配慮が避けがたいものとなっていた。そこで政府は議会の介入を避けるために、間接統治の手法を採用し、現地の名目的主権者（チュニジアの太守）を「保護」下に置くことで実質的な施政権を得ることにした³⁶⁾。

翌1882年には、フランス政府はチュニジアの太守との間で、太守が（フランス政府の派遣した）総督（résident général）の「有用と判断する限りで行政司法権を行使する（exercer les attributions administratives et judiciaires qu'il jugerait utiles）」ことを内容とする条約に合意し、チュニジアを完全に支配下に置くことを目指した。しかし、この条約の批准をフランス議会が拒否した。議会は、政府が議会の許可を得ることなく共和国の領土と人民を拡大していくことを恐れ、チュニジアの人々をフランス国民（nation）の中に受け入れることを拒んだのである。フランス政府は、法的には保護関係のままでチュニジア支配を進めていくことにした。

それ以降の各地での保護関係の設定についても同様である。フランスは同じ手法をインドシナに適用し、1863年に既に併合していたコーチシナ以外は、安南・カンボジア・トンキンを保護国として維持し、保護国の地位のままにインドシナ連邦（Union indochinoise、後にFédération indochinoiseと改称）に加盟させた。フランスは法的には基本的には新たに領土を広げることせず、保護国を増やしていくことになる。その中で、冒頭に述べたマダガスカル（1882年に保護国化された後、1897年にフランスに併合）は、例外的である。マダガスカルでは、現地の王権の抵抗があまりに強く、間接統治の実施が困難だったために、メリナ王朝の王族を処刑・追放して、直接統治を敷くことになった。

保護関係の導入が議会との関係を意識してのものであれば、中世以来の古色蒼然たる宗主関係

36) Hedi Saidi, "Le protectorat et le droit. La Régence de Tunis entre la Charte de 1861 et le système colonial français", *Insaniyat (revue algérienne d'anthropologie et de sciences sociales)*, vol.65-66 (2014) 239-257

の語が避けられたのは当然であろう。しかも、宗主関係の語を用いたのであれば、宗主国が対外主権を有することは明確であり、その行使において議会の介入を避けたい。保護関係の語を用いることで、支配国としての支配の法的範囲を少しでも不明確にしておく必要があったのである。

イオニア七島連邦とクラクフ自由市に始まり、タヒチやカンボジアを経て、チュニジアに至るまで、ある種の従属関係という以上に保護関係の内実に一貫するものを見いだすことは難しい。保護関係 (protectorate) の語が偶然に用いられた (あるいはそもそも条約そのものには用いられていない) イオニア七島連邦とクラクフ自由市は別として、タヒチ・カンボジア・チュニジアに一貫しているのは、「保護」を名目とする支配の正当化である。それは宗主関係と異なるものとしてではなく、元々は支配権の存在しないところで支配を正当化する名目として持ち出されたのである。

4. 保護の義務の実定法化

保護関係がそれ自体として法的関係を表現するものではなく、支配の名目に過ぎないのであれば、そこで正当化される権利の内容が一定しなくとも不思議ではない。しかし、19世紀末から20世紀にかけて徐々に保護関係 (protectorate) 概念の明確化が図られていく。そのきっかけは、1884-85年のベルリン会議である。

(1) ベルリン会議による保護関係の国際化

ベルリン会議開催の直接のきっかけはコンゴ川流域をめぐる争いであるが、英国、ドイツ、ベルギー、スペイン、米国、フランス、イタリア、ポルトガルなどアフリカに進出の全ての列強諸国が参加し、相互の利害調整の場となった。交渉の基本は各国の力関係であるが、各国はそこに理念的な主張を付け加えることで自らの主張の正当化を図ろうとした。その前文の文言によれば、ベルリン会議最終議定書は、締約国が「現地住民の精神的・物質的福祉の向上」を望み、「アフリカの一定の地域における通商と文明の発展に最適な条件を規律すること」を目的として締結したものである。現地住民の保護 (protection) は列強諸国のアフリカ分割を正当化する一つの有力な名目となったのである。ベルリン会議を招聘したドイツ政府は他の列強の支持を得るために支配地の拡大のために保護関係を設定することが重要と見て、11月から始まる会議開催の直前、1884年3月にリューデリッツ (ナミビア)、7月にトーゴランドとカメルーンに保護関係を設定した。

ベルリン会議の後、英国、米国なども次々と保護関係を設定ようになる。英国は、ソマリランド (1886年)、モルディブ (1887年)、ザンジバル (1890年)、クウェート (1899年)、トンガ (1900年)、エジプト (1914年) に保護関係を設定し、米国もキューバ (1902年)、ドミニカ共和国 (1905年)、ニカラグア (1911年)、ハイチ (1915年) などに保護関係を設定した。

他方で、ベルリン会議後は保護関係を量的に増加させたのみならず、その内容にも一定の明確化を与えた。それは例えばフランスの実践の変化に見ることができる。チュニジアを保護国化した1881年のバルド条約で、フランス政府は、「太守自身とその王朝を脅かし、あるいは、太守の国家

の安寧を害する全ての危険に対して、太守に恒常的な支援を与えることの約束」をし³⁷⁾、その見返りとして、軍隊を駐留する権利³⁸⁾、財政運営の概要を決定する権利³⁹⁾を得た。フランスが明示的に義務として引き受けたのは、対外主権の放棄の見返りとして、「外国におけるチュニジア人とチュニジア政府財産の保護 (la protection des intérêts tunisiens et des nationaux de la Régence)」を引き受けたことだけである⁴⁰⁾。安南を保護国化した1884年のユエ条約も同様の内容であり、少し異なるのは、地方行政への直接の介入を明示的に禁止したことなどだけである⁴¹⁾。ところが、1885年のマダガスカル保護条約には、保護供与国の義務に関して注目すべき以下の条文が含まれている。

第14条 [フランス] 共和国政府は、文明と進歩の途上にあるマダガスカルの政府と人民の前進を支援するため、[マダガスカル] 女王に、軍事の指導者および土木の技師・教員・工事監督を提供することを約束する⁴²⁾。

また1912年のモロッコ保護国化のフェス条約では、フランス政府は、「改革の実現 (l'introduction des réformes)」と「モロッコの経済発展 (le développement économique du pays)」を目的に掲げた⁴³⁾。1886年に英国がソマリランドの5首長のそれぞれと結ばれた条約にも「文明の進歩

37) "Article 3. Le Gouvernement de la République française prend l'engagement de prêter un constant appui à Son Altesse le Bey de Tunis, contre tout danger qui menacerait la personne ou la dynastie de Son Altesse ou qui compromettrait la tranquillité de ses États."

38) "Article 2. Son Altesse le Bey de Tunis consent à ce que l'Autorité militaire française fasse occuper les points qu'elle jugera nécessaires pour assurer le rétablissement de l'ordre et la sécurité des frontières et du littoral."

39) "Article 7. Le Gouvernement de la République française et le Gouvernement de Son Altesse le Bey de Tunis se réservent de fixer, d'un commun accord, les bases d'une organisation financière de la Régence, qui soit de nature à assurer le service de la Dette publique et à garantir les droits des créanciers de la Tunisie."

40) "Article 6. Les Agents diplomatiques et consulaires de la France en pays étrangers seront chargés de la protection des intérêts tunisiens et des nationaux de la Régence. En retour, Son Altesse le Bey s'engage à ne conclure aucun acte ayant un caractère international sans en avoir donné connaissance au Gouvernement de la République française et sans s'être entendu préalablement avec lui."

41) "Traité de Hué. Art. 7. Les Résidents éviteront de s'occuper des détails de l'administration des provinces. Les fonctionnaires indigènes de tout ordre continueront à gouverner et à administrer sous leur contrôle; mais ils devront être révoqués sur la demande des autorités françaises."

42) Art. 14. Le gouvernement de la République, afin de seconder la marche du gouvernement et du peuple malgaches, dans la voie de la civilisation et du progrès, s'engage à mettre à la disposition de la Reine, des instructeurs militaires, des ingénieurs, professeurs et chefs d'ateliers qui lui seront demandés.

43) "Traité de Fez, Article 1. Le Gouvernement de la République française et le Gouvernement de Sa Majesté Chérifienne, soucieux d'établir au Maroc un régime régulier, fondé sur l'ordre intérieur et la sécurité générale, qui permette et assure le développement économique du pays, sont convenus des dispositions suivantes."

(progress of civilization)⁴⁴⁾」のための英国の助言に従うことが盛り込まれている。保護供与国の保護国文明化の義務が徐々に明文化・実定法化されていったのである。

(2) 保護領における保護供与国の国内法の適用の回避

さて、同会議の最終議定書第34条が領土を取得する場合のみならず、保護関係を設定する場合にも、他の条約締約国に通報することを義務付けたことは、保護関係が実質的に支配関係であり、他国の介入を許さない排他的のものであったことを示している。そこでの保護関係は、既存の主権国家の存在を前提とすることなく、保護を名目とする多様な関係をすべて包含しうるものであった。主権国家の存在を前提としない保護関係の被保護地を日本語では特に保護領と呼び、主権国家の存在を前提とする保護国と区別する。1881年にフランスがチュニジアで主権国家としての法的地位のままにフランスの支配をうける保護関係の前例を打ち立てたにもかかわらず、ベルリン会議での保護関係はそれに限定されなかったのである。

アレクサンドロヴィッツはベルリン会議を転機として「新しい保護関係概念」が生まれたと指摘し、それは保護国の領土を占領し、あるいは併合することすら許される「白紙委任 (carte blanche)」であったと批判した⁴⁵⁾。その指摘に含まれる道義的な批判は横に置き、対象地に主権国家の存在しない状況で保護関係を設定する意義を考えてみるならば、ベルリン会議の最終議定書が保護関係と領有とを区別したことは実質的な意義に乏しく、実際、当時の多くの新聞報道でも、現在の世界史研究でも19世紀末のアフリカ分割において保護関係と領有とをほとんど区別しない。

にもかかわらず、最終議定書において保護関係と領有とが峻別されたのは、峻別を求める参加国があったからである。英国である。フランスやドイツが「protectorate」においても保護供与国が直接統治によって「領土または占領地あるいは保護地 (the territories or places occupied or taken under their protection) において、平和の維持、既得権の尊重、および、必要があれば、通商と通行の自由を保障する条件の尊重を確保するために十分な管轄権 (jurisdiction) を確立すること」を求めたのに対し、英国政府は保護地における管轄権の行使を拒否した。英国が保護関係で支配する地域における管轄権 (jurisdiction) の確立の義務を拒否したことにより、採択された最終議定書の第35条では、「アフリカ大陸の海岸で占領した地域において、既得権と、必要な場

44) "VI. The Warsangali hereby engage to assist all British officers in the execution of such duties as may be assigned to them, and further to act upon their advice in matters relating to the administration of justice, the development of the resources of the country, the interests of commerce, or in any other matter in relation to peace, order, and good government, and the general progress of civilization."

45) Selon cette nouvelle conception (le protectorat colonial), l'Etat protecteur obtint des autres signataires de l'Acte général de Berlin, carte blanche d'occuper et d'annexer le territoire de l'Etat protégé. Une telle conception perdait tout caractère juridique; elle devenait un instrument de la politique de force qui n'avait aucune signification en droit international. (C.H. Alexandrowicz, "Le rôle des traités dans les relations entre les puissances européennes et les souverains africains: Aspects historiques", C.H. Alexandrowicz, *The Law of Nations in Global History*, edited by David Armitage and Jennifer Pitts (Oxford University Press, 2017 [originally published in 1970]) 227)

合には、合意された条件の下で通商と通行の自由を保護するために十分な機関（authority）を確立すること」を義務とすることになった。こうして「保護」を名目として支配をしつつも管轄権を行使しない、つまり国内法を適用しない余地が残されたことになった。当時に英国の植民地支配において、本国議会との関係の処理は現地住民との関係の処理以上に劣らず、重要で難しい課題だったからである⁴⁶⁾。

(3) 保護関係論の展開

1880年代以降の保護関係設定の国家実行の蓄積を受け、1891年に上述ののハイルポルンの著作が出版され、さらに1890年代に保護関係を題材とする更にいくつもの著作が出版された。その代表的なものがデパニエ（Frantz Despagne）の「保護国に関する試論（Essai sur les protectorats）」（1896）である。デパニエは、宗主関係と保護関係との違いについて次のように述べる。

宗主（国）の優越性の根拠が属邦の主権の宗主（国）に由来することに見いだされ、属邦に対する要求は、多くの場合に属邦の権利の一部を属邦のために行使することがあったとしても、単なる臣従儀礼の要求のみに止めることもできるのに対し、保護関係においては、支援を求める主権国家とそれを与える国家との間に真の取引があり、かかる支援の約束に伴う負担と責任はおおよそ報酬なしには受け入れられないものである⁴⁷⁾。

しかし、保護国が保護供与国に對外主権を委ねているという点において、保護関係と宗主関係とは同質の関係であるように思われる。そのことについて、デパニエは説明を重ねて次のように説明している。

……近代以前は半主権国家が保護を得られるのは保護を与える国が自らの優位から得られる利益を確保すべく当該半主権国家を防衛することに利益を見いだすからであった。今日では、反対に、保

46) なお、英国政府は、1890年には Foreign Jurisdiction Act を制定させ、英国法の適用を受けない外国において国王が管轄権を行使することを可能とした（James Crawford, *The Creation of States in International Law* (2nd ed., Oxford University Press, 2006) 299）。本国議会の関与を回避しながら管轄権を行使することが可能になり、ベルリン会議の際に主張した「管轄権を持たない機関による統治（administration by an authority without jurisdiction）」という少なからず無理のある論理構成を取る必要性が解消された。併合していない地域への司法管轄権の拡大についての1880年代の英国政府内での議論について、W. Ross Johnston, *Sovereignty and Protection: A Study of British Jurisdictional Imperialism in the Late Nineteenth Century* (Duke University Commonwealth-Studies Center, 1973) esp. 123-225を参照。

47) "Si le suzerain justifie sa prééminence par ce fait que la souveraineté du vassal émane de lui, et s'il peut se contenter ainsi d'un simple hommage, bien que, le plus souvent, il demande davantage sous la forme de la cession de certains droits de l'Etat feudataire qu'il exerce pour ce dernier, dans le protectorat, au contraire, nous constatons un véritable marché entre le pays souverain par lui-même qui sollicite assistance et celui qui lui promet: or, les charges et la responsabilité qu'entraîne un pareil engagement ne peuvent guère permettre de l'accepter sans compensation." (Despagne, *supra* note 17, 49)

護関係は特に従属国の保全を目的としており、保護供与国への一定の主権的権利の譲渡はかかる保全の帰結であり、その実効性を確保する手段であり、この制度の主要目的に見合う名称として保護関係 (protectorat) こそがふさわしい。⁴⁸⁾

宗主関係がもつばら宗主国の都合によって設定されるのに対し、保護関係は保護国の利益のために保護供与国が取引の結果として保護を与えるのであり、保護供与国は自らが提供する保護というサービスの対価 (compensation) を「保護国が保護供与国に与える主権的権利の部分的な授権に見いだす (trouve dans la délégation que lui confère l'Etat protégé d'une partie de ses droits souverains)⁴⁹⁾」と言うのである。もちろん、必ずしも説得力のある議論とは言えないが、保護関係の近代性・進歩性を唱える言説として重要である。

デパニエによれば、近代的な保護関係が生じた背景には、勢力均衡の維持、圧政に耐える人々に対する支援、文明化の使命 (la mission civilisatrice) の3つがあり、近年は特に第3の理由が重要である⁵⁰⁾。フランスが英国よりも保護関係の設定に積極的なのは文明化の使命感のゆえであるとされ⁵¹⁾、21世紀から振り返ればあまりに牽強附会の議論の感を禁じ得ないが、19世紀末から20世紀初頭にかけてデパニエの示した論理が国家実行に与えた影響を看過することもできない。特に朝鮮保護国化をめぐる日本での議論に与えた影響は大きい。この点については、別稿であらためて検討したい。

5. 終わりに

保護関係は、元来は、「保護」を支配の名目とする関係を形容する言葉でしかなく、その内実は宗主関係以上に多様であったが、19世紀末までに、保護国を保護提供国の国内法の適用範囲から除外しつつ保護提供国の支配下に置く国際法上の関係として確立した。保護関係と宗主関係に共通するのは少なくとも対外主権が支配国の手中にあるという点である。宗主関係の場合には国内法上の関係として宗主国がその統治権 (対内主権) の行使を藩属国の領域内に限って藩属国に委ねているのに対し、保護関係の場合には国際法上の関係として保護国がその外交権 (対外主権) の行使を保護供与国に委ねている関係であるから、法的構成は逆になるが、実質としては同様の

48) "...jusqu'aux temps modernes, l'Etat mi-souverain n'était protégé, quand il l'était, que parce que le pays auquel il était subordonné avait intérêt à le défendre pour consacrer les profits mêmes qu'il tirait de sa suprématie sur lui. De nos jours, au contraire, et c'est ce qui explique que l'institution dont nous parlons ait reçu un nom mieux en harmonie avec son but principal, le protectorat vise plus particulièrement la sauvegarde de l'Etat subordonné, tandis que la cession de certains de ses droits souverains à l'Etat protecteur est le corollaire de cette sauvegarde et le moyen d'en assurer l'efficacité." (Ibid, 56)

49) Ibid, 49-50.

50) Despagnet, *supra* note 17, 66-67.

51) Ibid, 141-142. なお、皮肉にも、Despagnet の上掲書の出版された1896年の8月にマダガスカルはフランスに併合された。

関係である。

保護関係の概念が19世紀末に成立した背景として、一方では、ベルリン会議を機に明確化した「文明化の使命」の理念があり、もう一方では、遠方の支配地の住民を本国と同じ国内法の保護下に置きたくないという事情があった。19世紀後半に欧米列強の支配地は飛躍的に拡大したが、同じ時期に国内では法治国家の形成が進み、支配領域の拡大に伴って法の支配を地理的に拡大させることの難しさが意識されるようになったのが19世紀末だったのではなかろうか。だからこそ、19世紀末から20世紀末にかけて、保護関係の美名の下で、法の支配を伴わない植民地支配が拡大したと考えることができるのではないか。いずれにせよ、その成立を19世紀初めにまで遡させたのはベルリン会議後に展開した国際法学においてであり、国際法の現実の展開を忠実に捉えたものとは言えない。

保護のための支配というロジックが国際社会における「文明化の使命」の理念の流布を一つの背景としつつ、もう一つの重要な背景として国内における議会勢力の台頭とその関与を避けたい政権の意向ということがあったのだとすれば、国内で議会勢力の台頭の見られない帝国では保護関係の設定が低調になったことに符合する。すなわち、ロシア・ポルトガル・スペインなどは支配地域の拡大にかかわらず、ベルリン会議以降に保護関係を設定することがほとんどなかった⁵²⁾。また、大日本帝国においては、台湾を1895年、朝鮮を1910年に併合した後も、内地法を直接に適用することはなく「依用」するにとどめ、一貫して憲法的権利保障から排除し続けることが可能であった⁵³⁾。そうしたことが許される国内法体制であったから、1910年に躊躇なく朝鮮併合に踏み切ることができたと言うべきであろう。

しかし、保護関係下の支配でも名目的には現地住民の教化・指導の責任がある。それは明確な法的義務とはいいがたいものではあったが、他国からの批判を受けるきっかけとはなりうるものであった⁵⁴⁾。朝鮮に対する日本の保護関係下の支配は、いわば英仏の保護関係の模倣ではあったが、日本の朝鮮支配に対しては保護供与国としての義務を果たしているかとの目が向けられ、統

52) ただし、ポルトガルがカビンダに保護領を設定したように、実効的支配がない状況で他の列強との関係で優先的な支配権を主張する論理として用いられることはあった。

53) 石川健治「憲法のなかの『外国』」早稲田大学比較法研究所編『日本法の中の外国法成文堂、2014年）20頁。山室信一は、日本の植民地が異法域となった3つの要因として、台湾や朝鮮の内地と異なる法慣習に加えて、現地の抵抗運動を抑えて植民地行政を専断的に行う必要性和議会を通じた野党の関与の回避を挙げている（山室信一「国民帝国日本における異法域の統合と格差『人文学報』101号（2011年）66-68頁）。最後の点については、山室も引用している有賀長雄の指摘が興味深い。すなわち、台湾総督の法令制定権について定めたいわゆる六三法について、有賀は、立法関係者から直接に聞いた話として、「一体この法律を作った所から見ると、その本【もと】は財政のことから出たので、これを憲法通りにしなければならぬことにしておく予算に置いて[sic]総督府の経費は一々協賛を経なければならぬことになるから、それでは面倒である故、台湾の事は総督府が勝手にきめる、そうしてその勝手にきめたことは法律の効力を持って居ることにした」と指摘しているのである（有賀長雄「台湾に関する立法の錯誤」国家学会雑誌14巻（1901年）4-5頁、山村・同上の引用による）。国内法上そのような無理な処理が可能なのであれば、英仏のように保護関係の設定といった国際法上の次元での技巧的な処理を行う必要がない。

54) チュニスモロッコ国籍法事件判決を参照。

監府は英文で『Annual Reforms and Progress in Korea』を刊行して、鉱山利権の門戸開放、言論の自由、教育、課税、治外法権の廃止などについて説明を行い⁵⁵⁾、併合後も『Annual Report on Reforms and Progress in Chosen⁵⁶⁾』として報告書の刊行が続けられた。1924年の京城大学の設立にも欧米の批判に対する配慮があった。保護関係は、後に、国際連盟下での委任統治、国際連合下での信託統治の制度へとつながっていくことになる。

また、保護国として法的に保護供与国の別個の法人格を維持した国家は、実質的な独立の有無にかかわらず、第二次世界大戦後の植民地独立の動きの中でスムーズに独立を果たすことができた。19世紀末ないし20世紀初頭に保護供与国との一体化を民意に拒否されたことが、半世紀以上の支配を経ても国家としてのアイデンティティを維持することにつながったと見ることができる。その意味では、言うなれば、19世紀末のヨーロッパにおける国民国家形成が20世紀後半の元保護国において国民国家の二次的な形成を促したということもできるであろう。近代国家の形成が近代国際法の形成を促す大きなプロセスは全ての地域において一様に進行したわけではない。むしろ、一つの国家形成がそこから排除される地域や人々を生じさせ、それが更なる国家の形成を促すような時間をかけた連鎖的なプロセスとして捉えられるべきものである。ここでは、そうしたプロセスの一端を示すにとどめ、その全体像は今後の研究で明らかにしていきたい。

55) 浅野豊美「国際関係の中の「保護」と「併合」——門戸開放原則と日韓の地域的結合をめぐる」森山茂徳＝原田環（編）『大韓帝国の保護と併合』（東京大学出版会、2013年）236頁。

56) 1922年以降は『Annual Report on Administration of Chosen』。